

第2回 新クリーンセンター建設に関する懇談会

令和7年8月

奈良市環境部

目次

1	大和郡山市側の自治会からの要望書について	1
2	中核市における廃棄物処理施設の現状について.....	2
3	斑鳩町に示したコストシミュレーションについて.....	3
4	近隣市町村の直近の現状や協議内容について	3
5	ごみ減量化について	5
6	策定委員会による建設用地の選定方法の過去の検討と今回の答申の違い	13
7	奈良県公害審査会への義務履行勧告申出について.....	17

資料編

- 資料1 過去の策定委員会における候補地選定の方法について
- 資料2 過去の策定委員会における候補地絞り込み経緯
- 資料3 絞り込まれた7候補地の確認／候補地の比較評価基準
- 資料4 今後必要となる調査（例）

前回懇談会での質問に対する補足説明等

1 大和郡山市側の自治会からの要望書について

大和郡山市側の自治会からの要望書については、令和5年10月19日に「大和郡山市自治連合会 第5地区会長」より「ごみ処理施設の建設場所について」として、要望書が本市に提出された。

内容については、大和郡山市に隣接する奈良市七条地区に新しいごみ処理施設が建設されることについて、次のように建設予定地の見直しを求めるものであった。

- ・予定地の近隣には、すでに大和郡山市の清掃センターが30年以上操業しており、奈良市が新たにごみ処理施設を建設すると、2つのごみ処理施設の煙突が立ち並ぶこととなることは、近隣住民にとって受け入れ難く憂慮する。
- ・予定地は多数の住宅のほか、県の特別支援学校や病院、世界遺産・薬師寺にも近接しており、奈良市ハザードマップの洪水浸水想定区域に位置する。

令和5年10月19日

奈良市長 仲川元庸様

大和郡山市自治連合会
第5地区 会長 植村俊博

ごみ処理施設の建設場所について（要望）

謹啓 時下ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、奈良市におかれましては、大和郡山市に隣接する奈良市七条地区に新しいごみ処理施設の建設を計画しておられます。

しかしながら、予定地の近隣には、すでに大和郡山市の清掃センターがあり、両市の地元の皆様のご理解とご協力のもと30年以上操業しております。この近隣に奈良市が新たにごみ処理施設を建設され、2つのごみ処理施設の煙突が立ち並ぶことは、本市近隣住民にとって受け入れ難く大変憂慮しております。このことは奈良市の近隣住民の方々も同様であると思われま

す。また、予定地は多数の住宅のほか、県の特別支援学校や病院、世界遺産・薬師寺にも近接しており、奈良市ハザードマップの洪水浸水想定区域内にも位置しています。

ごみ処理の広域化に参加するか否かは、それぞれの市町村の判断になります。大和郡山市をはじめ生駒市、平群町、斑鳩町が広域化の構想から脱退された現在、仲川市長様におかれましては、地元の声に耳を傾けていただくとともに、予定地の状況もご斟酌くださり、建設予定地を見直していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

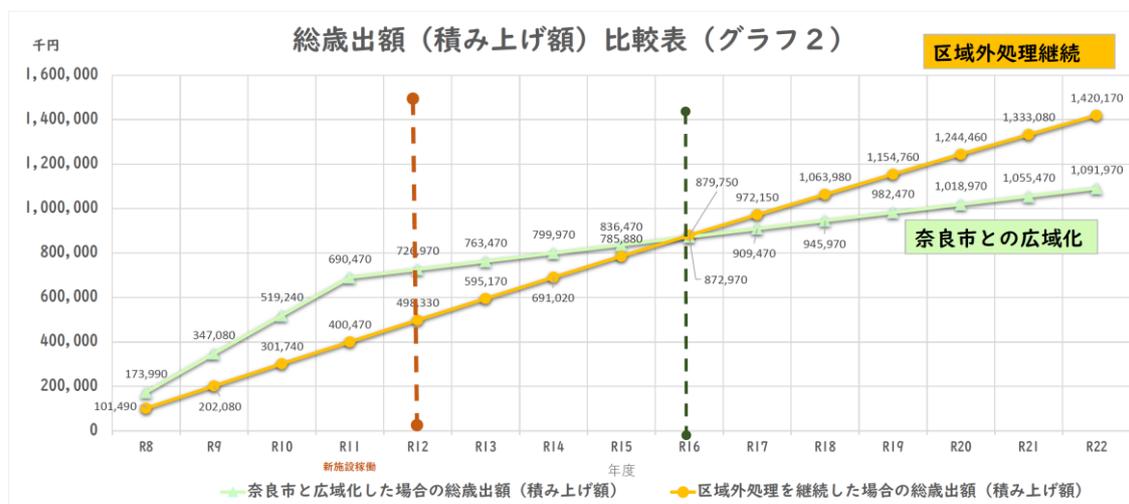
2 中核市における廃棄物処理施設の現状について

環境省が公表する最新の「一般廃棄物処理実態調査結果（令和5年度）」によると、中核市単独で建設したクリーンセンターのうち、昭和57年3月に稼働開始した本市の施設は5番目に古いものとなる。本市より古い施設を有する市の状況は次のとおりとなり、1施設は建設済み（福山市）、1施設は契約済み（函館市）、残る2施設は統廃合による廃止の方針や集約化の検討（岐阜市、いわき市）、との状況にある。

施設名	稼働開始年月	現在の状況
函館市 日乃出清掃工場	昭和50年2月	令和3年9月13日に新施設の工事請負契約の締結。令和3年10月1日から実施設計に着手し、本体工事は令和5年4月から令和11年3月までの期間で実施。新施設は令和10年度中の竣工を予定。
岐阜市 掛洞プラント	昭和54年4月	これまでの東部クリーンセンター、掛洞プラント、岐阜羽島衛生施設組合のごみ処理施設の3か所の体制から、令和9年4月の岐阜羽島衛生施設組合の次期ごみ処理施設の稼働後、掛洞プラントの稼働を停止し、これ以降、東部クリーンセンターと岐阜羽島衛生施設組合の次期ごみ処理施設の2か所の体制とする方針。
福山市 西部清掃工場	昭和55年8月	市内4つの可燃ごみ処理施設を1つに集約した「福山ローズエネルギーセンター」が令和6年8月1日に本格稼働を開始した。
いわき市 北部清掃センター	昭和55年10月	北部清掃センターと南部清掃センターの2箇所の清掃センターの集約化や新たな用地への移設などを含めて、今後の施設のあり方を総合的に見直ししている。

3 斑鳩町に示したコストシミュレーションについて

斑鳩町に示した広域化に係る施設整備等コストシミュレーションについては、斑鳩町が区域外処理を継続実施した場合と比較し、当初（施設建設予定年度である令和8年度から令和11年度の4年間）は、焼却施設の建設費に対する負担が発生するため、歳出が一時的に多額となるが、新施設を建設し、本格稼働後には、建設費に対する負担分の支出を終えていることから、その分の負担が軽減し、事業全体で考えると奈良市と広域化した場合には令和16年度を境に損益額がプラスに転じていく想定をしている旨を説明した。斑鳩町に示した資料については次のとおりとなる。



4 近隣市町の直近の現状や協議内容について

4-1 大和郡山市

大和郡山市は、大和郡山市清掃センターを昭和60年に竣工し、設備の老朽化が進行していることから、施設の長寿命化を図り、効率的な更新整備や保全管理を充実させるため、平成27年度から平成30年度までの間に延命化工事を実施し、令和14年までの稼働を可能とした。

また、令和7年予算特別委員会において、さらに清掃センターの5年程度の延命化を図ることを検討しているとの発言もなされている。

4-2 生駒市

生駒市は、生駒市清掃センターを平成3年に竣工し、設備等の老朽化が進んだことから、令和4年度から令和6年度までの間で基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図るとともに、高効率モーターを採用するなどCO₂の削減対策（省エネルギー化）や排ガスをよりクリーンに処理するなど環境性能をさらに

向上させ、安全で安定したごみ処理が可能となった。施設の延命化により、令和21年までの稼働が想定されている。

このような状況の中で、令和4年度に平群町から、同町が所有する焼却施設の給じん設備（焼却炉へごみを供給する設備）に不具合が発生し、他自治体の施設でごみを処理する事案が発生したため、生駒市清掃センターで燃えるごみを処理できないか生駒市に相談がなされた。また、斑鳩町からも近隣自治体でのごみ処理を検討する中で、令和4年度に生駒市に対して燃えるごみを処理できないか相談があり、生駒市は令和8年度から令和21年度まで、2町の燃えるごみを受け入れることを検討している。

4-3 斑鳩町

令和7年3月14日の厚生常任委員会において、生駒市へ可燃ごみを搬入するための本格的な協議を進めることについて報告。

具体的には、人口減少等により生駒市清掃センターの処理能力220 t / 日に約36%の余裕があることや、今後の施設維持管理に係る費用の高騰が想定される中、費用増加への対応が課題であるという生駒市の状況と斑鳩町の状況が一致したことで、生駒市への可燃ごみの搬入に向けた協議について、平群町を合わせた1市2町で進めることとなり、過去の処理実績から、生駒市清掃センターの処理能力内で受け入れが可能であるとの結論となった。受入時期については、令和8年4月からを想定しており、今後、1市2町による受入れ条件などの調整を進めることとなっている。

4-4 平群町

令和7年3月定例会において、町長より令和8年4月からごみの搬入に向けて各種条件を調整するとともに、それぞれの住民、議会への説明、理解を得ていくことを報告。

具体的には、平群町清掃センターは平成4年に稼働してから33年が経過し、継続して稼働するには修繕や延命化工事が必須であり多額の費用が必要となることから、今後の平群町のごみ処理の在り方について、生駒市への処理委託を含め、模索し、協議、検討を進めていたところ、生駒市清掃センターが大規模基幹改修実施により15年間の延命化が図られ、また、処理能力についても余裕が生まれたことから、令和8年4月、平群町の可燃ごみ受入れに向けて、具体的な協議を進めるに至った。

近隣市町の推計人口推移

推計人口推移

単位: 人

単位: 人

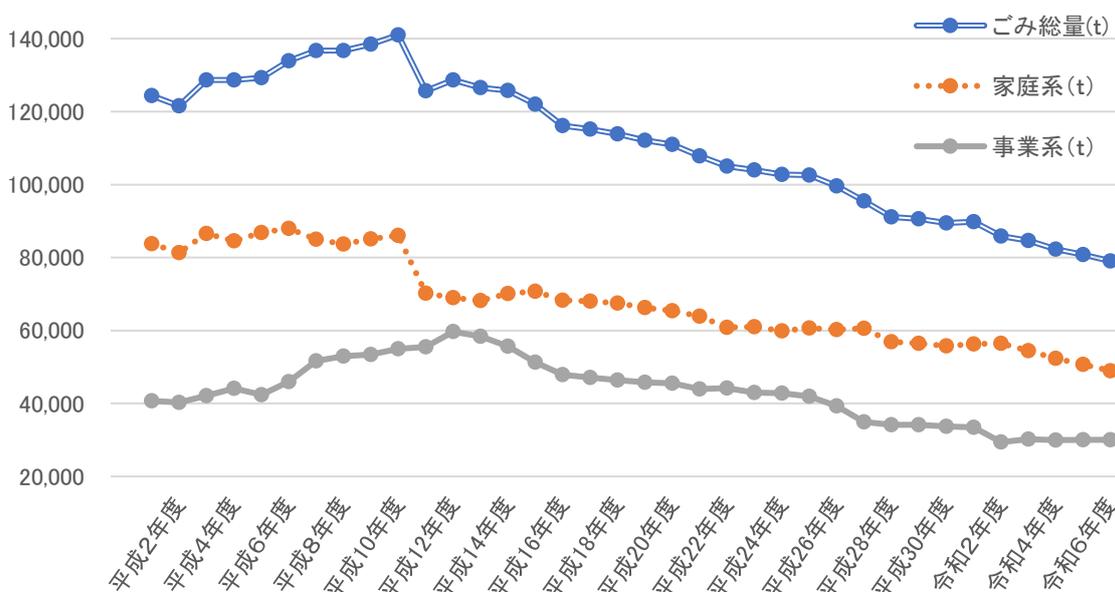
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2015→2024年		2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2025→2045年
	実績(各年10月1日)										推計							
奈良市	360,310	358,786	356,992	355,350	353,989	354,630	353,217	351,711	349,774	347,557	-12,753	-3.5%	344,243	332,031	317,889	302,351	286,346	-57,897
大和郡山市	87,050	86,466	86,068	85,405	84,820	83,285	82,730	81,965	81,249	80,691	-6,359	-7.3%	79,240	74,510	69,447	64,208	59,060	-20,180
生駒市	118,233	118,084	117,908	117,411	116,816	116,675	116,222	115,701	114,987	114,382	-3,851	-3.3%	114,892	111,660	107,936	103,988	100,082	-14,810
斑鳩町	27,303	27,267	27,275	27,394	27,424	27,587	27,561	27,503	27,477	27,398	95	0.3%	27,311	26,462	25,444	24,396	23,423	-3,888
平群町	18,883	18,736	18,511	18,362	18,264	18,009	17,912	17,842	17,649	17,547	-1,336	-7.1%	17,037	15,845	14,577	13,292	12,096	-4,941

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2015→2023年	
奈良市	88,677	85,618	85,583	83,977	83,839	80,214	80,568	78,342	76,215	-12,462	-14.1%
大和郡山市	34,209	34,052	33,395	29,457	26,959	27,994	27,884	26,887	26,279	-7,930	-23.2%
生駒市	27,853	30,063	30,313	31,033	31,131	31,386	32,312	30,731	27,848	-5	0.0%
斑鳩町	3,579	3,487	3,424	3,484	3,580	3,366	5,424	3,589	4,401	822	23.0%
平群町	4,623	4,675	4,607	4,625	4,752	5,470	3,579	4,538	3,616	-1,007	-21.8%

5 ごみ減量化について

5-1 奈良市のごみ排出量

令和6年度の本市環境清美工場へ搬入された一般廃棄物の量は79,050トンで、そのうち家庭系ごみが48,968トン、事業系ごみが30,082トンとなる。ここ数年、ごみ量は年々減少しており、この背景には、SDGsに代表される社会全体としての環境意識の高まりや、企業によるラベルレス、詰替ボトルなどの商品開発の推進、本市が長年実施してきたごみ減量キャラバンやごみ分別アプリの導入といったごみ削減と3R推進策の啓発の効果などが要因と考えている。



5-2 ごみの減量施策

本市では、令和4年3月に「奈良市一般廃棄物処理基本計画」を改訂し、令和元年度のごみ搬入量及び処理量を基準として、令和13年度までにごみ搬入量・焼却処理量・最終処分量をいずれも約1/5ずつ削減する目標を掲げている。この目標達成に向け、市民や事業者と連携しながら、多角的な施策を展開するとともに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチック資源への対応や「食品ロス削減推進法」による食品ロス削減の取組等、社会情勢の変化を踏まえた目標の設定も行っている。

■ごみの減量、リサイクル及び適正処理

本市では、循環型社会の実現に向け、更なるごみの減量及びリサイクルと適正処理を進めることで、ごみ処理施設の延命化と維持管理経費の削減を目指している。そのためには、市民のごみ処理への関心を高め、日頃から主体的に取り組んでもらうことが重要であり、ごみの減量についての啓発活動と教育の充実だけでなく、地域とともにごみを減らす取組を進めている。

(1) 市民への啓発活動

① ごみ減量キャラバン

家庭系ごみ減量とリサイクルの推進を促すため、各公民館や小学校に職員が出向き、奈良市の家庭系ごみ・再生資源の排出・処理状況や食ロス削減に関する出前講座を開催している。

また、公民館向けの出前講座は、奈良市のごみ処理の現状などについて、奈良市の講座を受講したメンバーで構成された「ごみ懇談会」と協働で実施しており、市民目線からのごみ減量についての啓発も行っている。



ごみ減量キャラバン
(公民館向け)



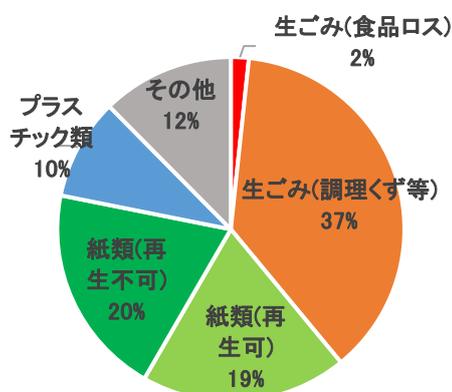
ごみ減量キャラバン
(小学生向け)

② 雑がみ保管袋

家庭系の燃やせるごみの約2割がリサイクル可能な古紙となっている現状を踏まえ、雑がみのリサイクルに力を入れている。

取組の一環として令和5年度末に「雑がみ保管袋」を全戸配布した。この保管袋は、家庭で雑がみを集める際に使用していただくことを想定し、外面に雑がみの例や出し方などを書いてはいけないもの、出し方などを記載し、雑がみリサイクルについての啓発に取り組んだ。「以前は、燃やせるごみとして出していたものが、雑がみとしてリサイクルできると初めて知った。」などの声をいただいております、市民にごみ問題を考えていただく機会になったと考えている。また、新たに公民館を中心に雑がみ回収ボックスを32か所に設置し、地域の集団資源回収やドライブスルー型の古紙回収所等に出すことができない方も雑がみを出せる仕組みづくりを行っている。

令和6年度
家庭系可燃ごみ組成分析表



雑がみ保管袋



雑がみ回収ボックス

③ ごみ分別アプリ

市民向けにスマートフォン等で使用可能な「奈良市ごみ分別アプリ」を平成27年3月1日から公開している。ごみの出し忘れ防止のための「アラート機能」や地区毎の「収集日カレンダー」、「ごみ分別事典」、再生資源の「拠点回収MAP」などの機能を利用して、市民が正しくごみを排出できるように啓発をしている。

また、お知らせ機能も搭載しており、全地域への一斉送信だけではなく、必要な地域のみ絞って情報を伝えることも可能であり、台風による緊急時のごみ収集についてなど、市民に必要な情報を効果的に伝えることが出来ている。

なお、このアプリにはごみ分別リサイクルゲームを搭載しており、子どもも楽しく遊びながら分別を学べるように工夫している（令和7年6月30日時点で14万7567ダウンロード）。



奈良市ごみ分別アプリ ©2015 G-Place Corp.

④ 家庭系生ごみ処理機購入助成制度

家庭系の燃やせるごみの約40%を占める生ごみの減量施策の一つとして市民が家庭内で発生した生ごみを自家処理できるよう支援するため、生ごみ処理機や堆肥化容器、ダンボールコンポストの購入費用について、平成3年度より助成制度を設けている。生ごみ処理機の需要が多いことから、令和7年度は予算を増額して対応している。

家庭系生ごみ処理機購入助成金交付件数（年度別）（単位：件）

種 別	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
生ごみ処理機	64	89	91	71	81	86
生ごみ堆肥化容器	53	63	73	69	27	29
ダンボールコンポスト	4	8	13	13	1	0
合 計	121	160	177	153	109	115

⑤ 事業系生ごみ処理機購入助成制度

令和6年度に事業所から出る生ごみを減量、CO₂削減を目指す取り組みのひとつとして「事業系生ごみ処理機購入助成制度」を開始した。

令和6年度に奈良市が処理をした「事業所から出るごみの量」は約3万トン。そのうち、約9千トン（推計値）が生ごみであり、生ごみ処理機の導入を行うことで、本市にはごみの減量、事業所側にはごみ処理に必要なコストや衛生管理の手間を削減することができるといったメリットがあると考えている。

事業者側で導入にあたり、費用負担がネックになる要因と考え、本市では全国でも有数の助成額として購入価格の3分の2（上限300万円/件）まで助成している。

⑥ 剪定枝粉碎機の貸出事業

「剪定枝粉碎機」(ガーデンシュレッダー)を市民に貸し出し、家庭や自治会の清掃等で発生した剪定枝のチップ化を促進することで、ごみの減量化及びごみ減量啓発を行っている。剪定枝チップはたい肥の材料やマルチング材などに利用されている。

剪定枝粉碎機を使用することで、大容量の枝も約1/8に減容することができ、貸出で効果を実感してもらうことで、剪定枝粉碎機の利用を促している。令和6年度の貸出実績は、52件となり、多くの方に利用いただいている。



剪定枝粉碎機



実際に貸出用の機械でチップ化された枝木

(2) 再生資源化事業

① ペットボトルの水平リサイクル

本市は、令和5年8月28日に大栄環境株式会社、豊田通商株式会社、サントリーグループとともに、『ペットボトルの水平リサイクルに関する協定』を締結した。これまで市で分別回収していたペットボトルは、「容器包装リサイクル協会ルート」を利用してリサイクルしていたが、再生用途が限定されており、ペットボトルからペットボトルへのリサイクルはできていなかった。しかし、この協定によって、回収したペットボトルは再びペットボトルへと生まれ変わることが可能となり、半永久的な資源循環を実現している。

また、新たな製造工程では化石由来原料からの製品と比較してCO₂排出量を約60%削減できるほか、関西圏内の工場等で完結させることで輸送時のCO₂排出も抑制できるようになった。



ペットボトルの水平リサイクル



ペットボトルの水平リサイクルに関する協定締結式

② もったいない食器市

3Rを推進する取組みとして、ご家庭で不要になった陶磁器製またはガラス製食器の回収と配布を行うイベントを定期的に行っている。回収した食器類で再利用できるものは、イベントにて無料配布を行い、資源の有効活用を啓発している。また、割れるなどして再利用出来ない陶磁器製及びガラス製食器類は、リサイクルされ、道路に用いる路盤材など、新たな資源として活用されている。



もったいない食器市開催風景
(奈良市はぐくみセンター)



もったいない食器市開催風景
(奈良市生涯学習センター)

③ 畑楽(はたらく)の配布

本市衛生浄化センターは、し尿・浄化槽汚泥の処理工程で発生する汚泥をメタン発酵することで肥料を生産する資源循環型の処理を行っている。生産された汚泥発酵肥料「畑楽(はたらく)」を市民に無料配布し地産地消に役立てている。



畑楽（はたらく）

（3）食品ロスの再資源化

奈良市内の市立小中学校の給食から出る「給食残渣等」（調理くずや食べ残し）について、令和7年1月に大型の生ごみ処理装置を導入し、山間部以外の全市立小中学校（54校）から給食残渣を収集（令和7年2月～7月までの半年間で約81t）し、生ごみ処理装置へ投入、資源化处理（たい肥の原料が生成される）する取り組みを始めている。



センター内に設置された
生ごみ処理装置



投入の様子

5-3 ごみの減量化によるクリーンセンター建設計画への影響

① 施設整備コストの減少

「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（平成18年7月環境省）では、『化学プラント建設工事の分野では、建設工事価格はプラント規模の0.6乗に比例するという経験則が良く知られている』としており、ごみ処理施設の整備費は施設規模に応じて小さくなる可以说、ごみ排出量の減少によりイニシャルコストを減らすことができる。

② 処理費・維持管理費の削減

ごみ処理量が減少することで、処理のために必要となる薬品費等の用役費は減少することとなる。また、一度の収集でより広い範囲のごみを収集できること

となり、収集運搬にかかるコストについても減少することが想定される。

③ 広域処理の可能性

「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（環境省）」では、人口が減少傾向にある場合、稼働予定年における推計値を用いることとしている。本市においても、人口が減少しており、新施設の稼働開始後、施設に余力が生まれることとなる。ごみ減量施策を継続することで、生まれた余力により、周辺自治体のごみを協同処理することがなど、将来的な広域化の可能性を考えることができる。

こうしたことから新クリーンセンターでは、有機性廃棄物（生ごみ）のバイオ処理、選別技術の導入等の検討により、ごみから資源となるものを取り出し、再資源化を推進するコンパクトな施設を目指すこととしている。

家庭系可燃ごみの組成／推定ごみ量

	組成分析	推定ごみ量※	推定1日ごみ量
生ごみ（食品ロス+調理くず等）	39%	19,098 t	52 t / 日
紙類（再生可）	19%	9,304 t	25 t / 日
紙類（再生不可）	20%	9,794 t	27 t / 日
プラスチック類	10%	4,896 t	13 t / 日
その他	12%	5,876 t	17 t / 日
計	100%	48,968 t	134 t / 日

※令和6年度の家庭系可燃ごみの処理量に組成分析の%を掛けて算出

事業系可燃ごみの組成／推定ごみ

	組成分析	推定ごみ量※	推定1日ごみ量
生ごみ（食品ロス+調理くず等）	30%	9,025 t	25 t / 日
紙類（再生可）	39%	11,732 t	32 t / 日
紙類（再生不可）	19%	5,716 t	16 t / 日
プラスチック類	8%	2,406 t	6 t / 日
その他	4%	1,203 t	3 t / 日
計	100%	30,082 t	82 t / 日

※令和6年度の事業系可燃ごみの処理量に令和2年度の組成分析の%を掛けて算出

6 策定委員会による建設用地の選定方法の過去の検討と今回の答申の違い

6-1 過去の策定委員会の選定方法について

策定委員会によるクリーンセンター建設用地の選定方法について、平成18年2月14日に開催された第1回策定委員会より審議が始まり、平成19年11月に奈良市全域から法規制等により15候補地まで絞り込まれた結果として「ごみ焼却施設移転建設計画の策定（中間報告）」が公表された。その後、住宅や活断層の近接状況により9箇所に絞り込まれ、この9候補地について総合評価点による集計が行われた。平成25年1月17日に開催された第50回策定委員会において、総合評価点の最も高かった「中ノ川町・東鳴川町」が候補地としてふさわしいとされ、市に報告された。

当時の検討の経過については、資料1～資料2に示す。

6-2 今回の答申の選定方法について

第66回策定委員会から第70回策定委員会において、クリーンセンター建設用地の選定方法に関することが審議された。まず、候補地の絞り込みを行うために、候補地の「選定の条件」が定められた。この条件については、相当な時間を費やし様々な条件や規制を考慮されたうえで練られた過去の候補地選定に係る審議内容を尊重することとし、過去の策定委員会で定めた1次選定の基準を適用し、候補地の絞り込みが行われた。

この結果、令和7年3月24日に開催された第69回策定委員会において、奈良市全域から7箇所の候補地に絞り込まれ、この7候補地について、総合評価点による比較評価が行われた。

候補地の比較評価基準の考え方については、過去の策定委員会における比較評価基準の考え方や各評価項目の重み付けをベースとし、定められた候補地の比較評価基準をもとに7箇所の候補地について総合評価した。

この検討の経過については、資料3に示す。

6-3 過去の検討と今回の答申の違い

「過去の策定委員会」と「今回の答申」の違いについては、概ね以下の内容となる。

① 土地利用状況の変化

10ha以上の空き地を確保できることが選定の条件であったが、宅地化による空き地の減少や、学校等の廃止による300m以内の除外するエリアが変更となった。なお、このことにより、過去の策定委員会では、奈良県立奈良養護学校の300m以内が候補地エリアから除外されていた10ha未満となっていた七条地区が、廃止が公表されている学校等の施設について、10ha以上の要件を満たすこととなった。

② 収集運搬コスト比による除外エリア

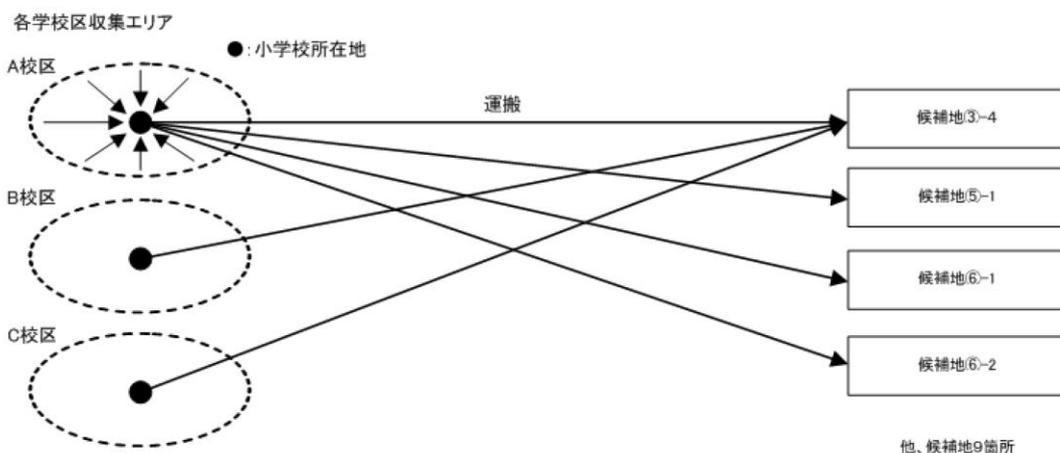
現工場と各候補地を比較した収集運搬コスト比^{※1}について、過去の策定委員会では、2.0以上を除外エリアとしていた。

今回の策定委員会では、収集運搬コストが1.2倍になることで、単純計算ではあるが20年間で80億円の差が出るものと考え、市民感覚として、できる限り少なく抑えるべきとの意見により、概ね1.2以上のエリアが除外されることとなった。

※1 収集運搬コスト比とは

収集運搬を、①ステーションを回りごみを集める『収集』と、②集めたごみを焼却施設に運ぶ『運搬』に分け、本市の小学校区ごとに地区割した42の区域においてごみの『収集』を行ったのち、小学校所在地から建設候補地まで『運搬』するというモデルとなる。この作業を各候補地ごとに行って算定したもの。なお、今回の答申のもととなる資料では、モデルに含まれる車両購入費や燃料費、積込時間などさまざまなパラメータについて、小学校数や小学校区別人口、ごみ焼却量、燃料単価など、最新の値に更新できる数値については更新したうえで算定した。

収集・運搬モデル概念図



③ 候補地の比較評価基準における項目の追加・削除

過去の候補地の選定、今回の答申のいずれにもおいても、第1段階として、法規制等の条件による絞り込み（スクリーニング）作業を行ったのち、総合評価点を付けることによる比較評価を行った。この比較評価の基準（比較評価基準）については、策定委員会による審議の結果、以下のとおり追加・削除されることとなった。

- ・反対をするのは地権者ではなく、地域住民であることから、実情に合わないため、「候補地の応募状況」の項目を削除。
- ・住民にとって重要な観点であることや、全国各地で様々な災害が起きている状況を踏まえ、奈良市において想定される災害に対して対策を練るうえで「災害リスク」の項目を追加。
- ・七条地区への建設に反対する請願の内容を踏まえて、景観への影響や埋蔵文化財包蔵地であることを評価項目とした「その他住民からの指摘事項及び請願」の項目を追加。

総合評価点の集計(案)

基礎評価点(7段階評価)

評価項目		候補地区							満点	
大項目	中項目	候補地1 大和田町	候補地2 七条町	候補地3 北之庄町	候補地4 今市町 池田町	候補地5 山町 柴屋町	候補地6 川上町 中ノ川町	候補地7 中ノ川町 東鴨川町		
環境への影響度	住宅の近接状況	2	2	1	1	2	5	3	7	
	生活環境	道路交通への影響	6	6	6	1	5	5	5	7
		施設配置の制約	5	3	3	3	4	3	5	5
	市民持込の利便性	4	5	4	4	3	3	3	5	
	用途指定の状況	4	7	4	4	2	3	5	7	
自然環境	土地利用の現況	3	7	7	7	7	2	1	7	
	経済効率	施設整備にかかる費用及び維持管理、収集運搬にかかる費用	5	7	5	3	1	2	1	7
廃棄物処分場があることによる影響		7	7	7	7	7	2	7	7	
用地取得の難易度	土地の所有者数	4	1	4	3	3	7	7	7	
追加項目	災害リスク	5	4	6	4	4	5	4	7	
	その他住民からの意見及び請願で指摘された事項	7	3	5	5	5	2	7	7	
全評価項目における基礎評価点の集計		52	52	52	42	43	39	48	73	

集計表

評価項目の重み付け		候補地区							満点
大項目	中項目	候補地1 大和田町	候補地2 七条町	候補地3 北之庄町	候補地4 今市町 池田町	候補地5 山町 柴屋町	候補地6 川上町 中ノ川町	候補地7 中ノ川町 東鴨川町	
50	35	15	30	15	15	30	75	45	
		10	60	60	10	50	50	50	
		5	25	15	15	20	15	25	
15	5	5	25	20	20	15	15	15	
		8	32	32	32	16	24	40	
30	7	7	49	49	49	49	14	7	
		25	175	125	75	25	50	25	
5	5	5	35	35	35	35	10	35	
		5	20	5	20	15	35	35	
10	5	10	40	60	40	40	50	40	
		5	35	15	25	25	10	35	
計	100	100	505	456	331	320	348	352	680

7 奈良県公害審査会への義務履行勧告申出について

令和7年1月20日付で、当事者：吉田隆一氏（申出代理人：弁護士6名）より奈良県公害審査会に、公害紛争処理法43条の2第1項に基づき、「ごみ処理焼却施設の移転を実施すること」について、義務履行の勧告の申出がなされた。

<p>公害紛争処理法 （義務履行の勧告）</p> <p>第四十三条の二 中央委員会又は審査会等は、権利者の申出がある場合において、相当と認めるときは、義務者に対し、中央委員会又は当該審査会等若しくは関係連合審査会の行った調停、仲裁又は責任裁定で定められた義務の履行に関する勧告をすることができる。この場合において、当該勧告が連合審査会の行った調停に係るものであるときは、審査会等は、あらかじめ、他の関係審査会等と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、中央委員会又は審査会等は、当該義務の履行状況について、当事者に報告を求め、又は調査をすることができる。</p>

この履行勧告申出を受けて、本市は以下のとおりの対応を進めている。

年月日	内容
令和7年1月20日	申出人より義務履行の勧告の申出が奈良県公害審査会事務局になされる。
令和7年1月28日	奈良県公害審査会より、奈良市に対して、義務履行勧告申出があったことについて通知がなされる。
令和7年2月27日	市は奈良県公害審査会事務局に対して、「公害調停にかかる合意が成立して以降、早期のごみ焼却施設の移転を実現するために事業の推進に取り組んできたこと」を主旨とした意見書を提出する。
令和7年3月7日	申出人より、奈良県公害審査会に対して、申出人意見書が提出される。
令和7年3月10日	奈良県公害審査会より、市に対して、申出人意見書を送付される。
令和7年3月31日	市は奈良県公害審査会事務局に対して、申出人意見書書について「本市に現地建替の考えはないこと、移転を前提とした候補地選定が現在進行していること」を主旨とした意見書を提出する。
令和7年4月15日	奈良県公害審査会より、市に対して、公害紛争処理法43条の2第2項に基づく文書（各目標期限までに事業実施

	を妨げる合理的かつやむを得ない事由が生じたか等) の説明文書の提出が求められる。
令和7年5月16日	市は奈良県公害審査会に対して、目標期限までに事業実施を妨げる合理的かつやむを得ない事由が生じたものと認識している旨の説明文書の回答を提出する。
令和7年7月31日	公害紛争処理法43条の2第2項に基づく意見聴取が、奈良県公害審査会と市の間で行われる。
令和7年8月13日	申出人より、奈良県公害審査会に対して、「期限の見直しを含めた新施設の用地確定のための適切な措置の内容を移転計画策定委員会に諮ること」を主旨とした、義務履行勧告申出変更申出書が提出される。
令和7年8月15日	奈良県公害審査会から市に対して、義務履行勧告申出の変更があったことについて通知がなされる。